

生物多様性と企業 ~ 取組みの背景と課題 ~

寺林 暁良

要旨

- ・近年、生物多様性の保全に取り組む企業が増加しており、10年に名古屋で開催される「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」を契機にこの傾向は強まると思われる。
- ・企業が生物多様性の保全に取り組むにあたっては、(1)生物多様性の構造の理解、(2)連携体制づくり、(3)目標設定・事業評価などの課題がある。

はじめに

生物多様性の保全は、企業・金融機関等の事業者（以下、企業）が取り組むべき環境問題として急速に定着しつつある。10年10月には名古屋で「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」^(注)が開催されることもあり、こうした動きはさらに加速するものと見られている。

しかし、現時点では企業に生物多様性の概念が十分に認知されているとはいえず、その保全のための取組みをどのように行うべきかも錯綜している。

本稿では、生物多様性にかかる国内動向を概観し、実際に生物多様性に取り組む上での課題・論点を述べる。

^(注)生物多様性条約(正式には、「生物の多様性に関する条約」)は(1)生物多様性の保全、(2)構成要素の持続可能な利用、(3)遺伝資源から生ずる利益の公正・衡平な配分を目的として92年に国連で採択された条約である。COP10は、10年を期限とした「生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」という目標の達成度評価が行われ、今後の計画・目標作りがなされる重要な会議となる。

なぜ「生物多様性の保全」なのか

「自然保護」ではなく「生物多様性の保全」が注目されるのには、相応の理由がある。

「自然保護」の場合、「自然」の概念が非常に曖昧であり、何が自然で何が自然でな

いかの判断は主観的である。例えば、水田や人工林を見せられたとき、都市住民であれば「自然」だと答えるかもしれないが、農業者・林業者はそれを「自然」とは答えないだろう。このように、個人の主観や状況によって自然かそうでないかの判断は異なりうる。また、「保護(preservation)」には、“人為的活動を排する”ことで自然を守る、という意味が含まれる。

それに対して「生物多様性」は、生物間相互作用や環境への適応進化といった生態学・生物学の理論によって分析される科学的概念である。そして、生物多様性を軸にすることで、原生的な自然環境だけではなく、里山・農耕地などの人為的環境や時には都市環境の保全についても議論・評価することが可能になる。また、「保全(conservation)」には、生物資源(更新性資源、遺伝資源)を生み出す環境を良い状態に保ち、これらを合理的に利用・管理するという意味がある。保全の概念は人間による科学的・合理的な生物資源の利用を否定しないのである。

つまり、「生物多様性の保全」は、自然自体の概念の曖昧であり、人為を排するという非現実的な側面をもつ「自然保護」とは異なり、合理的・科学的な分析に基づいて、生物資源の持続的利用と環境保全の両立を目指す概念であるといえるだろう。生物多様性は、経済活動等の持続性そのものを議論する概念であると理解できよう。

図表1.生物多様性にかかる国内の動向

年月	出来事
1993.5	日本が「生物多様性条約」に批准する
1995.10	「生物多様性国家戦略」が策定される
2002.3	「新・生物多様性国家戦略」が策定される
2007.11	「第3次生物多様性国家戦略」が策定される
2008.4	「企業と生物多様性イニシアティブ(JBIB)」が設立する
2008.5	「生物多様性基本法」が施行される
2009.4	日本経団連が「生物多様性宣言 行動指針とその手引き」を発表する
2009.8	環境省が「生物多様性民間参画ガイドライン」を発表する
2010.10	名古屋で「生物多様性条約第10回締結国会議(COP10)」が開催される

ので、企業に対しては「生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする」(傍点筆者)という記述にとどま

そもそも国際的に生物多様性が注目され、92年に国連で「生物多様性条約」が採択された背景にも、先進国による途上国の資源の搾取的利用に対して、公正かつ持続可能に利用するためのルール作りが求められたという政治・経済的な理由がある(Barton 1992)。アメリカ、北欧諸国、ニュージーランド等では、生物多様性についての法制度も整えられ、生物多様性の保全が政策的に展開されている(畠山・柿澤編 2006)。

り、法的強制力や罰則等は設けられていない。

しかし、10年のCOP10を控え、日本経団連や環境省が、企業の生物多様性に関する社会的責任・活動指針を発表するなど、企業に生物多様性への取組みの加速を求める動きが目立っている(図表1)。

また、経済活動等による生物多様性の劣化が企業イメージの低下や不買運動といった社会的制裁につながる場合があることや、今後の法規制強化が予想される中で、実際にCSRの一部として生物多様性の取組みを行う企業は年々増加している(図表2)。

生物多様性に係る国内動向

日本国内では、93年に生物多様性条約に批准して以来、95、02、07年と3度の国家戦略策定を経て、08年には生物多様性の持続的利用を目的とした「生物多様性基本法」が施行された。この法律は国・地方公共団体の責務について言及したも

しかし、同時期の92年に採択された「気候変動枠組み条約」に基づくCO₂削減の取組みに比べ、企業による生物多様性への対応は遅れているといえるだろう。

生態系管理・自然再生事業に取り組む上

図表2.企業による生物多様性への取組み事例

	主な背景	主な内容
C社 (外食産業)	・食の安全や持続可能な農業生産に努めることは、外食産業にとっての責務	・受粉外来昆虫の使用禁止と駆除活動 ・畑・水田での減農薬と「生きもの調査」の実施
E社 (洗剤等メーカー)	・原料調達先であるアブラヤシのプランテーション拡大が熱帯雨林破壊の原因となることに対する、NGOや消費者によるパッシングや「不買運動」	・消費者への可能な限りの情報開示 ・環境NGO関係者との対話 ・野生動物の生息地をつなぐ「緑の回廊」の実施
M銀行 (金融機関)	・環境対策融資を40年以上続けてきた経緯から、2004年4月より「環境格付融資」をスタート	・生物多様性にかかわる項目を「環境格付」を行うための設問項目の一部として設置
R社 (海運業)	・2004年に国連機関が「バラスト水及び沈殿物の排出規制及び管理に関する条約」を採択	・バラスト水によって運ばれた海洋生物が移動先の生態系に影響を与えることを防ぐ、船舶用バラスト水処理システムの開発

(資料)環境省(2009)「生物多様性民間参画ガイドライン」
本資料では、生物多様性に取組む企業の例として23社が紹介されている。

での社会的な課題については、これまで論じられている（例えば、鷲谷・鬼頭編 2007）。これらで議論される内容は、そのまま企業が生物多様性に取組む上での課題・論点ともなりえるものであり、同時にこれまで企業による生物多様性への対応が遅れてきた理由ともいえるものである。以下では、上記の議論を参考に、企業が生物多様性に取組む際の課題・論点を挙げてみたい。

生物多様性に取組む上での課題

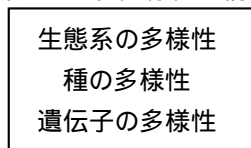
(1) 「生物多様性」の理解

まず、生物多様性に取組む上で問題となるのが、生物多様性という概念自体が複雑で、理解するのが難しい点である。実際、生物多様性の概念が一般的に広く認知を得られているとは言いがたい。

生物多様性の科学的分析ツールである生態学は、「遺伝子」、「種」、「生態系」からなる生物多様性の「構造」を重視する学問である（Hunter and Gibbs 2007）（図表 3）。生物多様性の構造やその動態を分析するには、専門的・科学的な調査・分析能力と多くの時間が必要となる。

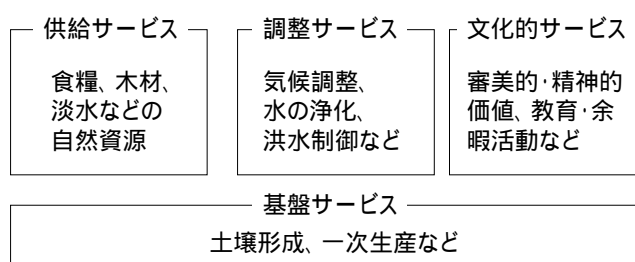
一方、社会が注目するのは、一般的に生物多様性の「機能」の側面である。生物多様性が保全されることは、食料、木材、淡水等の資源供給、気候の調整、教育・余暇活動の場の提供など、様々な「生態系サービス」を生み出す「機能」につながる（図表 4）。

図表3. 生物多様性の構造



企業は、「資源の持続可能な利用」という生物多様性の「機能（供給サービ

図表4. 生態系サービスの種類



（資料）Millennium Ecosystem Assessment (2005) より作成

ス）」を保全することを目指す場合が多いが、これは厳密にいうと生物多様性の保全とはいえない。例えば、森林を持続的に利用する仕組みを作ったとしても、その森林環境が在来種にとっては好ましくない生息環境であったり、地域固有の生態系の破壊につながっていたりということは往々にしてありえるためである。

つまり、生物多様性への取組みを標榜するためには、生態学・生物学的な専門知識をもとに、生物多様性の「構造」に基づいた保全事業を行う必要が出てくるが、企業や金融機関には時間や労力、費用の面での制約もある。このような生物多様性の理解の難しさは、企業が取組みを始める上でのネックになっていると思われる。

(2) 連携体制づくり

生物多様性の保全に取組む際には、多くの人々との連携・協力が必要となる。前掲の図表 4 のように、生物多様性はさまざまな「生態系サービス」を持っている。その分、生物多様性の取組みを行う際には、NGO・NPO などの市民組織、地域住民、行政、教育機関など、それぞれのサービスに価値を置く、多くのステークホルダー（利害関係者）との間で連携が必要となる。また、科学者等との連携が必要な場合もある。

生物多様性の保全の取組みは、多くの場合はお互いにとってプラスの利益になるが、時には企業の価値観で生物多様性保全を行うことが、他のステークホルダーにとっての損害につながる場合もある。こうした場合には利害の相違する相手とも合意形成を進めていかななくてはならないため、大変な労力と時間が必要となる。連携の仕組みをうまく構築できるかは、生物多様性の取組みのうちでも大きな課題の一つだといえる。

(3) 目標設定と事業評価

企業が生物多様性の保全に取り組む場合、目標設定が難しい。同じ環境問題の取組みでも、地球温暖化問題の場合は「CO₂を何%削減」というように量的な目標を立てやすいが、生物多様性への取組みは、単に生物種の数が多ければいいわけではなく、遺伝的な固有性や生態系の独自性など、質的な側面が重視されることが多いためである。

また、生態学には、生物多様性の状態は完全に把握する事ができないという「不確実性」の前提がある。そのため、生物多様性の保全は、取組みの効果をモニタリングし、その結果を取組みにフィードバックする「順応的管理(アダプティブ・マネジメント)」とよばれる手法で行われることが原則となりつつある。また、ステークホルダーとの合意形成の過程で取組み方針を次第に変化させることが重要な場合もある。つまり、生態系の状態やステークホルダーとの協議によって取組みの目標を変化させていくことが求められ、決まったゴールがないのが生物多様性への取組みの特徴だともいえる。

生物多様性への取組みの目標設定が難しいということは、その事業評価も難し

いということである。生物多様性の状態やステークホルダー間の連携などは質的な問題であり、専門的知識が必要になる上、画一的な評価が非常に難しい。質的な取組みを評価するためには、多くの事例から相対的な評価を行うことも重要だが、現時点ではその事例自体も少ない。

こうした特徴は、企業にとって事業計画の立てにくさ、取組みのアピールの難しさ、融資の際の評価基準の設けにくさ等につながっており、生物多様性への取組みの普及を妨げていると思われる。

おわりに

COP10の開催を控え、生物多様性が大きな注目を集め始めていることは間違いなく、企業が生物多様性に取り組むことへの社会的要請は、今後も着実に強まってくると思われる。しかし、企業が地域的・個別的に生物多様性の保全に取り組む際には、以上のような課題があり、それらが生物多様性の保全の普及・拡大を妨げる要因となっている。

今後も生物多様性に係る動向を注視し、保全の取組み事例から課題への対応策を探る必要があるだろう。

文献

Barton, J. H. (1992) Biodiversity at Rio *BioScience* 42(10): 773-776.

畠山武道・柿澤宏明編(2006)『生物多様性保全と環境政策』北海道大学出版会。

Hunter Jr., M. L. and J. P. Gibbs (2007) *Fundamentals of Conservation Biology*. Blackwell.

Millennium Ecosystem Assessment (2005) *Ecosystem and Human Well-being*. MA.

鷲谷いずみ・鬼頭秀一編(2007)『自然再生のための生物多様性モニタリング』東京大学出版会。